



携帯電話用 QRコード

QRコードをご利用下さい
今号から本紙1面のタイトル右横に町田市携帯(モバイル)版サイトのQRコードを掲載することになりました。

健康案内

健康づくり

糖尿病予防教室
栄養講習会

健康課 ☎725・5178
糖尿病は食事や生活に気をつけることで十分自己管理もできます。

対象 基本健康診査等で「糖尿病」「血糖値が高い」等の指摘を受けたことのある方

日時 1月30日(火)午前9時50分～正午

会場 健康福祉会館
内容・講師 糖尿病とはどんな病気か、保健師、試食、食事療法の基本と食品交換表について、栄養士

定員 10人(申し込み順)
持ち物 基本健診等の結果
申し込み 電話で健康課へ。

お知らせ

募集

町田市学童保育クラブ

臨時指導員

各学童保育クラブに在籍する学童(障がい児を含む)の保育及び介助の仕事です。

接または郵送で教育総務課(〒194-0022、森野1-33-10、☎724・2173)へ。

公開しています

ごみゼロ市民会議

資格 小学校教諭免許、幼稚園教諭免許のいずれかをお持ちの方、または保育士の資格を有し都道府県知事の登録を受けた方

勤務時間 午後2時～6時(学校休業日は午前8時30分からの勤務もありません。また学童の登所状況により変更があります)

勤務場所 市の運営する学童保育クラブ

募集人員 若干名
申し込み 写真を張った履歴書に資格証明書の写しを添付し、1月22日までに直接児童青少年課(☎724・2182)へ。

給食調理員

(嘱託職員)

【一般嘱託 短時間嘱託】
資格 60歳までの方(集団給食作業経験者、調理師免許有資格者等を優先します)

契約期間 4月～2008年3月の1年間
勤務時間 午前8時15分～午後5時 午前8時15分～午後0時15分

勤務場所 市立小学校
募集人員 20人程度
選考 書類審査・面接(面接は書類審査合格者のみ)

実行委員会

傍聴を希望される方は、会議前日までに福祉総務課(☎724・2133、☎724・1187)へご連絡下さい。

日時 1月22日(月)午後1時30分～4時
会場 すみれ会館第一会議室

ご案内

町田市公共下水道事業計画変更認可(案)

町田市公共下水道事業計画変更認可(案)の関係図書をご覧(縦覧)いただけます。今回の変更内容は、鶴川幹線の延伸と、小野路1号幹線、小野路幹線と、忠生2号幹線の構造変更です。

縦覧期間 1月18日まで(土・日曜日、祝日を除く)
縦覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧場所 下水道総務課(成瀬クリーンセンター2階)、鶴見川クリーンセンター2階

町田市障がい福祉事業計画
傍聴を希望される方は、直接会場へおいで下さい。

都市計画案

ご覧下さい

町田都市計画特別緑地保全地区の変更(第3号山崎特別緑地保全地区) 町田都市計画特別緑地保全地区の変更(第4号つくし野殿山特別緑地保全地区)に係る都市計画案についてご覧(縦覧)いただけます。

縦覧期間 1月12日～26日(土・日曜日を除く)
縦覧時間 午前8時30分～午後5時

縦覧場所 都市計画課(中町第三庁舎1階)、公園緑地課(木曾庁舎1階)

土地台帳(登記事項)の閲覧方法を更しします

これまで、土地の登記事項(土地所有者の住所・氏名・異動年月日・地目・地積)を記載した「土地台帳」(冊単位)を閲覧に供してきましたが、2007年4月2日から、閲覧方法を次のとおり変更します。

また、最新の登記事項は、従来どおり法務局でご確認下さい。土地台帳の閲覧
これまでどおり閲覧できますが、記載内容は2005年1月1日までの登記事項となります。

介護保険要介護認定軽度の方にベッド購入費用の一部を助成します

平成18年4月1日の介護保険制度の改正に伴い、特殊寝台の貸与が受けられなくなった要介護認定軽度の方が特殊寝台を購入したとき、今年度に限り費用の一部を市が助成します。

【助成対象者】
以下のすべてに該当する
平成18年3月31日時点で特殊寝台の貸与を受けていた方
平成18年4月1日～9月30日の間に要支援1・2、経過的要介護、要介護1の認定を受け、経過措置の対象となった方

【対象品目】
特殊寝台(床板の高さを調整できる機能以上のものに限り)
特殊寝台と同時に購入し、一体的に使用されるものに限り、サイドレールも含まれます。

【助成金額】
対象者が対象品目を購入した際にかかる費用の合計額の10万円を限度としてその2分の1。

【申請】
購入した場合に助成の対象となる方へ直接申請書と案内を送付します。購入後、申請書等をケアマネジャーに提出して下さい。

購入(申請)対象期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日

表1 助成対象者の内容

Table with 3 columns: 区分, 判断項目, 判断基準

表2 助成金額の内容

Table with 3 columns: 区分, 所得段階, 自己負担額

償却資産(固定資産税)の申告を願います

アパートの貸し付けや飲食店経営など、市内で事業を営む個人及び法人の方は償却資産の申告が義務づけられています。

対象資産 1月1日現在、所有する事業用資産(所得税、法人税の確定申告で減価償却の対象となる構築物、機械及び装置、船舶、航空機、運搬具、工具・器具及び備品)

期限 1月31日(水)
申告書の届いていない方や新たに事業を始められた方はお問い合わせ下さい。

問資産税課 ☎724・2119